

I 平成5年度社会教育計画

1. 社会教育行政の目標

- 市民の多様な学習の要求に応じていくため、その環境整備と奨励、援助に努めていく。
- 市民が生涯にわたって体育、スポーツに親しめるような環境整備を進める。
- 家庭、地域社会、学校が連携して青少年の健全な育成に努める。
- 市民の芸術文化、創造文化の拠点として魅力ある環境づくりに努めていく。
- 文化遺産の保存と活用を通じ、歴史的環境の保存に努めておく。

2. 社会教育行政の方針

社会教育行政の目標を達成するため、関係機関、団体との連携のもと各種学習等の活動を進め、施設整備を図っていく。

(1) 学習活動環境の整備

ア 施設の整備

市民会館・公民館、図書館、郷土資料室、体育館、屋外体育施設、地域会館、展示施設等各種施設の整備を図るとともに安全性と快適性の確保と機能の充実強化を図る。

イ 体制整備

生涯学習体制の整備を図り、施設のネットワーク化、情報の交換などによって地域に密着した学習しやすい環境を整備する。

ウ 図書、資料等教材教具の充実

図書資料、視聴覚資料などの教材、教具の充実を図っていく。

(2) 活動の奨励、援助の充実

ア 学習者への奨励、援助

学習する市民のため各種奨励と援助に努める。

イ 社会教育団体への奨励、援助

市民が自主的に活動を行う各種社会教育、団体等に対し奨励と援助を行う。

(3) 活動の充実

ア 各種事業の充実

市民文化祭や学級、教室、研修会、講習会、展示普及活動など各種事業の充実と高齢者や

身体障害者も含め、それぞれに合ったプログラムの開発、普及を図っていく。

イ 交流機会の拡大

様々な活動を通じて市民が交流し、学び合うことができるよう交流機会の拡大を図っていく。

ウ リーダーの養成

各種活動の広がりを図るため、リーダーの育成を進めていく。